

〔論 説〕

AI時代の法科大学院における臨床法学教育

大澤恒夫

- I はじめに—社会が求める実務法律家養成の原点
- II AIが人から仕事を奪う!?
- III 「AIにはできないこと」と教育の課題
- IV 実務法律家に求められる力
 - 1 AI時代に求められる「内省的（省察的）実践者」
 - 2 「物語に訪れる危機」としての「紛争」
 - 3 「ケア」の心
 - 4 「傾聴」の技術
 - 5 プレゼンテーション、ファシリテーション、ホワイトボーディング、メディアーションの力
- V AI時代において臨床法学教育が育む力
 - 1 AIに代替できない能力
 - 2 リーガル・クリニック
 - 3 アクティブラーニング
- VI 結びに代えて

I はじめに—社会が求める実務法律家養成の原点

いまわたくしたちは、想像を絶する混とんとした社会に生きている。日々の報道を見聞きしていると、日本の内外の政治・経済・社会は、数えきれない、そして切なく、非常に困難な問題に直面していることが分かる。例えば、数十億円もの報酬を隠そうとしたのではないかと報じられる国際的な著名企業経営者もいれば、数万円ですべての命が救えると訴えて寄付を募り、地道な活動をする国際的な医師団もある。われわれの目に触れるのは氷山の（ほんの）一角である。現代の社会は、高度なテクノロジーがますます発展・浸透し、生活の利便性を高める一方、経済格差・教育格差等の拡大が進み、様々な利害が複雑に絡み合って対立し、容易には対処できない問題が噴出しており、その問題の解決や新しい社会関係・取引スキームの提案・樹立のための法的なニーズ、従ってまた実務法律家に対するニーズは高まっている¹⁾。

そのような中であって、日本の実務法律家の育成に当たる法科大学院において、わたくしたち（大学院生や教員）はどのようなことを考え、かつ、実践しなくてはならないのだろうか。そもそも、実務法律家に求められるものは何であろうか。

¹⁾ 日本経済新聞 2018 年 7 月 18 日電子版「『弁護士は余っている』は本当？ データを読み解く」は、①弁護士需要は今後も増える、②法務人材は日本のビジネス環境に必須のインフラ、③法曹養成課程の見直しが必要、としている。同紙によれば、2003 年に 1 万 9 千人だった弁護士数は 2018 年 1 月には 4 万人を超えた。2016 年の地裁受付の民事訴訟事件数は 14 万 8 千件で、2009 年に比べると 4 割近く減った（過払い金事件の減少による。もっとも、現在でもなお過払い金事件の勧誘広告が新聞・ラジオ等で行われていることからすると、まだまだ高額な広告費を支払ってでも事件の発掘をするメリットがあるのであろう）。しかし、弁護士の仕事は裁判だけではない。例えば、企業活動に関する予防法務や戦略法務、コンプライアンス法務、M&A 法務などの需要がますます高まっているし（企業内弁護士や大手法律事務所での弁護士需要の伸び）、他方で、地方の弁護士不足はまだまだ解消されていない（2017 年の新人弁護士の登録が 0 ないし 1 人の地域が 52 弁護士会のうち、12 もあった）。それなのに、司法試験合格者数はピーク時の 2 千人超から、2016 年以降、1500 人台に削減されている。日経新聞が「法曹養成課程の見直しが必要」と唱えるゆえんである。司法試験の重大な問題性については、ロースクールと法曹の未来を創る会編『現役弁護士が司法試験を解いてみた—AI 時代にこれでいいのか』（現代人文社、2018 年）、大澤恒夫「『ペーパー試験』としての司法試験の『過剰』と『欠落』」法曹養成と臨床教育 No. 6 (2013 年) 90 頁以下）参照

2001年6月の司法制度改革審議会意見書²⁾が「Ⅲ 司法制度を支える法曹の在り方」の中で「21世紀の司法を担う法曹」は「豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等」を有する人材であるべきと述べている点に、改めて注意が向けられるべきであろう。そして、「法科大学院における法曹養成教育の在り方は、理論的教育と実務的教育を架橋するものとして、公平性、開放性、多様性を旨としつつ、以下の基本的理念を統合的に実現するものでなければならない」とし、以下の諸点を挙げていることを、わたくしたちは思い起こすべきである³⁾。

- ・「法の支配」の直接の担い手であり、「国民の社会生活上の医師」としての役割を期待される法曹に共通して必要とされる専門的資質・能力の習得と、かけがえのない人生を生きる人々の喜びや悲しみに対して深く共感しうる豊かな人間性の涵養、向上を図る。

²⁾ 「司法制度改革審議会意見書」司法制度改革審議会 < <http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/> > (最終アクセス 2019年8月10日) 司法制度改革審議会意見書は、近時の法科大学院制度の直面している危機的状況に明るい展望が見えない中で、顧みられることが少なくなかった(あるいは、顧みられなくなった)ことから、賞味期限が過ぎてしまったかのような受け止められ方がなされるかもしれない。しかし、法科大学院教育に係る者は、AI時代を迎える今こそ、この意見書を再度読み直してみるべきだと思う。そこには、司法制度の直面する課題や解決に向けた方策が鋭く指摘されており、現在なお参照されるべき、重要な意義を有している。なお、佐藤幸治「法曹養成制度の理念と現状、そして展望—何が現状を招いたか—」(臨床法学教育学会『法曹養成と臨床教育』No.10(2018年)8頁以下)。

³⁾ 実務法律家の教育プロセスで育まれるべきものが何かを考えるためには、その前提となる実務法律家像をまず措定しなくてはならない。そして、そのような実務法律家を生み出すのに適切的な教育とはどのようなものかを考えることが必要である。

わたくしとしては、①求めるべき実務法律家像は(旧来の「国内訴訟事件を担当する先生」ではなく)「法や公正・公平などの社会の基本的価値を踏まえ、社会生活上の問題の発見・予防・解決(交渉や裁判等を含む)・調整(和解仲介などを含む)・それらの支援などを適切に遂行し、国の内外を問わず様々な分野に浸透して広く法の支配を拡充することに貢献できる、普通の職業としての専門職」と考え(大澤恒夫『対話を作る弁護士活動』(信山社, 2011年)26頁以下)、②そのような像を担う実務法律家を養成するために教育プロセスで育まれるべきものは、実務家として必要となる a) 基礎的な法理論の理解と法的分析・推論の能力、b) 相談、交渉、調停、弁論等のロイヤリングの技能、及び、c) プロフェッショナルとしての基本的な倫理・価値観・責任感である、と考える(アメリカ法曹協会のマクレイト・レポート(宮澤節夫=大坂恵理訳『法学教育改革とプロフェッション』(三省堂, 2003年)), カーネギー財団の報告書(柏木昇ほか訳『アメリカの法曹教育』(中央大学出版部, 2012年)), 及び、花本広志「ほんとうの法曹教育とは何か—ウィリアム・M・サリバンほか著/柏木昇ほか訳『アメリカの法曹教育』の書評として」法曹養成と臨床教育 No. 6(2013年)191頁以下参照)。知識・技能・責任を三位一体とする統合的な教育がなされなければならない。

- ・専門的な法知識を確実に習得させるとともに、それを批判的に検討し、また発展させていく創造的な思考力、あるいは事実に即して具体的な法的問題を解決していくため必要な法的分析能力や法的議論の能力等を育成する。
- ・先端的な法領域について基本的な理解を得させ、また、社会に生起する様々な問題に対して広い関心を持たせ、人間や社会の在り方に関する思索や実際的な見聞、体験を基礎として、法曹としての責任感や倫理観が涵養されるよう努めるとともに、実際に社会への貢献を行うための機会を提供しうるものとする。」

そして、臨床法学教育学会が2017年4月の理事長宣言⁴⁾で指摘したように、実務法律家は自らが「プロフェッション」であること、すなわち「精通した知識体系と熟練した技能を、自分以外の他者への奉仕に用いる天職であって、その構成員は、自らの力量、誠実さ、道徳、利他的奉仕、および自らの関与する分野における公益増進に対して全力で貢献する意志を国民に公約する者」であることを自覚しなくてはならず、「法曹の原点は、プロフェッションとして利他的奉仕、公益の増進を担う者であり、その養成の原点も、これを担うことができる者の養成である」という点を深く理解する必要があるだろう。

II AIが人から仕事を奪う！？

ところで、近時、AI (Artificial Intelligence, 人工知能) が喧しく論じられ、今後10年、20年の間 (つまり、現在法科大学院で学んでいる院生諸子が実務家として活動する期間内) に、様々な仕事がAIに置き換えられ、奪われることになると言われている。数学者であり「東ロボくん」プロジェクト⁵⁾のディレクターを務めた新井紀子教

⁴⁾ 学会の活動について/シンポジウム-提言-1「理事長提言—国民との約束 “プロフェッションの養成、を守るために— (理事長提言) (2017年4月23日掲載) <<https://www.jclea.jp/>> (最終アクセス2019年8月10日) (四宮啓・同提言 (臨床法学教育学会『法曹養成と臨床教育』No.10 (前掲) 1頁以下に所収))。

⁵⁾ 「東ロボくん」プロジェクトは、2011年から始められた「ロボットは東大に入れるか」と名付けられた人工知能プロジェクトである。このプロジェクトの狙いは「AIにはどこまでのことができるようになって、どうしてもできないことは何かを解明」し、「AIに仕事を奪われないためには、人間はどのような能力を持たなければならないか」を明らかにすることにあつたという。そして、東ロボくんは「MARCH」5大学程度の入試には合格点を取れるが、東大入試の合格点を取ることは不可能という結果が示されたという。人工知能技術の本質は、コンピュー

授は、2010年の著書⁶⁾で、コンピュータの爆発的な処理能力の発達により、近い将来に人の仕事のかなりの部分が奪われてしまうという警鐘を鳴らした。そして、3年後の2013年にオックスフォード大学の研究チームが今後10年ないし20年の間に現在の米国の702の仕事の47%はコンピュータに置き換わる可能性があるという研究結果を発表した⁷⁾。その後、AIが人から仕事を奪うということが巷で盛んに言われるようになったのである。

リチャード・サスカインド教授はつとに、旧来の弁護士業務はICT（Information and Communication Technology）の発達によって、ICTが自動で処理できる細かなプロセスに分割され、「弁護士業務のコモディティ化」が生じ、弁護士が旧来独占業務としてきたかなりの部分が、安価で迅速、そして高品質な、誰でもが簡単にアクセスできるサービスに置き換えられる（そして、従来の弁護士業務は終焉を迎える）だろうと指摘していた⁸⁾。さしずめ、いわゆる過払い金返還請求などは、まさに

タの四則計算により「論理」と「統計」と「確率」に基づき結論を出すというものであり（スパコン、あるいは量子コンピュータ〔さらにその上をいく超高性能のコンピュータ〕であっても、現在の数学のパラダイムでは単に計算が大量かつ高速にできるだけで、本質は変わらない）、「意味」の理解ができるものではなく、そのようなものである限り、AIが東大の入試（特に国語、英語、歴史などの試験問題）に合格できることはない（しかし、MARCH5大学程度の入試には合格できてしまう）ということである（新井紀子『AI vs. 教科書が読めない子どもたち』（東洋経済新報社、2018年2月））。

⁶⁾ 新井紀子『コンピュータが仕事を奪う』（日本経済新聞、2010年12月）。同書が出版された当初、書店では「SF」のジャンルのエリアに置かれたという。それくらいに、一般には理解されがたいものだったようであるが、2013年にオックスフォード大学の後掲注7の研究が公表されてから、にわかに「AIが仕事を奪う」という課題が真面目に議論されるようになった。

⁷⁾ Carl Benedict Frey and Michael A. Osborne, “THE FUTURE OF EMPLOYMENT: HOW SUSCEPTIBLE ARE JOBS TO COMPUTERISATION?” September 17, 2013. http://www.oxfordmartin.ox.ac.uk/downloads/academic/The_Future_of_Employment.pdf（最終アクセス2019年8月10日）

⁸⁾ Richard Susskind, “The End of Lawyers? Rethinking the Nature of Legal Services” in *Oxford Univ Press; Revised Edition* (2010/9/17). また、リチャード・サスカインド=ダニエル・サスカインド（小林啓倫・訳）『プロフェッショナルの未来—AI, IoT時代に専門家が生き残る方法』（朝日新聞出版、2017年9月）でも「専門職の産業化とデジタル化、専門職の仕事のルーチン化とコモディティ化、専門家の中抜きと脱神秘化」が進展し、「最終的には伝統的な専門職は解体され、多くの（全てではない）専門家たちが彼らほどの能力を持たない人々や、高いパフォーマンスを発揮するシステムに置き換えられる」と指摘する。サスカインド教授には、弁護士などの業務の独占がどの範囲で許されるべきものなのかという問題関心がある。

コモディティ化され、本来弁護士でなくともできるはずの仕事とされるのではなかろうか⁹⁾。

既に、判例や文献、法令の検索システム、契約書分析・作成クラウドサービス、特許調査・分析サービス、訴訟対策サービス等々（いわゆるリーガルテック）が提供されており（Google や Yahoo などの一般的なネット検索だけでも、〔玉石混交ではあるが〕かなりの法情報が得られる¹⁰⁾）、外国では IBM ワトソンによるロボット弁護士なるもの（日本でもワトソンを利用した法務サービスの開発がなされつつあることが報じられている。）や、膨大な資料を弁護士・依頼者秘匿特権の有無で選別する作業に AI を導入するといったニュースにも接する。今後ますますデジタル技術が法律実務に急速に浸透してくるだろうことは、容易に想像できる¹¹⁾。

Ⅲ 「AI にはできないこと」と教育の課題

このような AI 化の状況の中で、AI にできることと、できないことの見極めをし、人には「AI にはできないこと」を実践できる力を育成することが重要になることは当然である¹²⁾。

⁹⁾ 実際は、過払い金が生じるような借金をした人（いわゆる多重債務者である人が多いであろう。）の背景には、家庭や職場等をめぐるドロドロとした問題が山積しているはずであり、それらの問題への対応はコモディティ業務では対応し得ないであろう。

¹⁰⁾ 現在でも、一般の相談者は弁護士に相談する前にネット上で相当の法情報を得て来談していることが多いはずである。弁護士は、もはや法律知識だけで仕事をすることは、できない時代となっている。

¹¹⁾ そしてもちろん、実務法律家は今後、AI を活用できる情報リテラシーが必要となることも明らかである。ただ、この点は本稿の目的ではないので、これ以上は触れない。

¹²⁾ AI 時代の教育に焦点を当てたものとして、渡部信一『AI に負けない「教育」』（大修館書店、2018 年 8 月）。渡部教授は、人工知能における機械学習の「『答え』を教えて「解き方を教えなさい」という特徴」を人の教育に取り入れ、「解き方を教えずに答えだけを教える」という方法を提唱され、これにより、学習者が様々な「問いと答えのセット」を学習することを繰り返すうちに「次第に様々な『問いと答えのセット』を『自分の枠組み』として受け入れる能力が付き、『なぜ、そのような答えになるのか？』に関しても自分なりの答えが出せるようになってくるかもしれない」という。そして、日本の伝統芸道（例えば茶道）における師匠の役割は「様々な『状況（文脈）』を設定し学習者に提供すること」であり、「師匠は『答え』は示すが、なぜそのような『お点前』をするのかは学習者自身が考えなければならない」とことも共通する、という。そして、「このとき評価対象となるのは、『どのようなときにでもお茶をおいしく点てることができる能力』であり、師匠がこれを観察できるのは何らかの『状況（文脈）』のなかにおいてのみ」であるとする。また、このような学びや評価は「師匠の想定を超えた『学び』の

AIにできることは¹³⁾、コンピュータという機械を用いて、四則計算により数学的に処理できる範囲のものであり、論理と統計と確率、それにビッグデータの学習成果を利用して判断を示すことである。

AIには「意味」の理解はできない。「AIの弱点は、万個教えられてようやく一を学ぶこと、応用が利かないこと、柔軟性がないこと、決められた（限定された）フレーム（枠組み）¹⁴⁾の中でしか計算処理ができないこと」¹⁵⁾である。AIは論理や統計や確率に基づいて、過去の学習データの中から正解らしき結論を導くだけである。いわゆる「シンギュラリティ」（技術的特異点）は（現在の数学のパラダイムの下では）訪れない¹⁶⁾。

また、自然言語処理の観点から基礎的な読解能力を考えると、以下のような諸点が課題となるという¹⁷⁾。

- ①「係り受け」（主語と述語、修飾語と被修飾語の関係などの理解）—AIには、まあまあできる。

発生」につながり、『どんな環境においてもく答えのない問題』に最善解を導くことができる能力』を育成するためには、『教師にとって想定外の学び』こそ本来は尊重されるべきであり、『失敗すること』は『次の段階への大きな一歩』を意味する、という（渡部・同上 88-96 頁，155 頁以下参照）。

¹³⁾ 以下は主として、新井紀子『AI vs. 教科書が読めない子どもたち』（前掲）による。

¹⁴⁾ コンピュータには計算が準拠する枠組みが必要であり、それを「フレーム」という。「私たちが暮らしている『あいまいで複雑な日常の世界』、つまり無限ともいえるほどの情報が存在している世界のなかで、『人工知能（ロボット）』がどの情報を処理したらよいかかわからず機能停止してしまうという」問題があり、それを「フレーム問題」という（渡部信一『AIに負けない「教育」』（前掲）16 頁）。

¹⁵⁾ 新井紀子『AI vs. 教科書が読めない子どもたち』（前掲）171 頁。

¹⁶⁾ 「シンギュラリティ」とは、人間の一般的な知能と同等レベルの能力のある知能（＝これを「真の意味での AI」という。）が、「自律的に、つまり人間の力をまったく借りずに、自分自身よりも能力の高い『真の意味での AI』を作り出すことができるようになった地点のこと」であり、「意味の理解ができない」現在の AI 技術のパラダイムの下では（そもそも「真の意味の AI」はまだ出現していないし）、『シンギュラリティは来ない』と断言できる」という（新井紀子『AI vs. 教科書が読めない子どもたち』（前掲）17 頁以下）。

¹⁷⁾ 新井紀子『AI vs. 教科書が読めない子どもたち』（前掲）185 頁以下。偏差値と基礎的読解力は正の相関があることが、調査により判明しているという。これは当然と言えば当然で、「基礎的読解力がなければ、教科書だけでなく、試験問題の問題文も速く正確に読めない」（新井・同上 220 頁）し、正解にも到達できないからである。そして、全国 25,000 人を対象とした調査によると、高校生の半数以上が、教科書の記述の意味が理解できていないという（新井・同上 228 頁）。そこで新井教授は、AI 時代を迎える今、基礎的読解力を身につけさせる教育こそが喫緊の課題だと指摘し、「アクティブ・ラーニングは絵に描いた餅」と指摘している（新井・同上 234 頁以下）。この点については、後に再度触れたい。

- ②「照応」(指示代名詞〔それ、とか、これ〕が何を指すかの理解) —AIには、まあまあできる。
- ③「同義文判定」(二つの違った文を読み比べて、意味が同じかどうかを判定する) —AI(論理・統計・確率)では、なかなかうまくいかないという。
- ④「推論」(文の構造を理解したうえで、生活体験や常識、さまざまな知識を総動員して文章の意味を理解する) —意味を理解しないAIではまったく歯が立たないという。
- ⑤「イメージ同定」(文章と図形やグラフを比べて、内容が一致しているかどうかを認識する) —意味を理解しないAIではまったく歯が立たないという。
- ⑥「具体的同定」(定義を読んで、それと合致する具体例を認識する) —意味を理解しないAIではまったく歯が立たないという。

AIの時代において重要なのは、(AIには意味の理解ができないことを踏まえると)意味の理解を踏まえた「コミュニケーション能力」¹⁸⁾があり、また、例えば「平均と中央値が異なるように、それが何を意味しているか、それがどんなリスクを含んでいるのかを理解する人材」であり、「新しいソフトウェアを使いこなすことができるかどうか」ではなく、「その中身、使うべきポイントや弱点を論理的に理解しているか否か」であるとされる¹⁹⁾。また、「意味が分かり、フレームに囚われない柔軟性があり、自ら考えて価値を生み出せるような人材」²⁰⁾である。また、『耳を澄ます』という能力こそが、結局のところ、コンピュータに対して、私たち人間が勝てる分野」であり、「耳を澄ます。耳を澄まして、じっと見る。そして起こっていることの意味を考え」、「脳の中で概念構成を促す」ことで、「現実をモデル化すること」ができる能力、「言語化する」能力が重要とされる²¹⁾。

¹⁸⁾ 新井紀子『AI vs. 教科書が読めない子どもたち』(前掲) 171頁。

¹⁹⁾ 新井紀子『AI vs. 教科書が読めない子どもたち』(前掲) 233頁以下。

²⁰⁾ 新井紀子『AI vs. 教科書が読めない子どもたち』(前掲) 258頁。

²¹⁾ 新井紀子『コンピュータが仕事を奪う』(前掲) 207頁, 210頁, 218頁。

IV 実務法律家に求められる力

AIの時代に求められる実務法律家の能力として、前項で指摘されているところを踏まえると、「理解する力」は当然必要であり、基礎的な法的知識や分析・推論能力を備えることが求められる。しかし、理解する力は法律知識だけにとどまらない。複雑な問題の状況や構造を多角的に理解する力が必要である（当該問題を「理解」するためには、「物語」という視点が重要と考える）。また、実務においては、依頼者や関係者の声に耳を澄ませること（「傾聴」）が非常に重要である。そして、あるべき法（既存の法令・判例だけでなく、あるべき立法や判例変更も含め）を構想し、倫理に則って、予防や解決に向けた適切なプロセス（相談や交渉、ADR、訴訟など）と内容をデザインし、依頼者と一緒に現場に臨み（勇気や冷静さ、温かみが求められる。）伴走しながら、問題の克服に取り組んでいく（適切な修正を含め）、そういう総合的な力が求められる。そこにおいては、プロセス全体を通じて、行為の中で深い省察を働かせる能力が非常に重要であり、法的な知見だけでなく、実践者としての優れた技能・態度が必要であり、それを裏付ける倫理感・責任観が求められる。

わたくしは、これらの能力の育成にあたって、以下の諸点を出発点に据えることが適切ではないかと思っている。

1 AI時代に求められる「内省的（省察的）実践者」

実務法律家の実践は「法律知識」だけで遂行できるものではない。旧来の専門家像は「素人には理解できない難しい専門知識に依拠して、正しい解を提示する者」という観方が一般的であったであろう。しかし、現代の成熟した複雑・高度な社会においては単なる知識ベース（知識ベースはAIが食い込んでくる。）では対処できない困難な問題が広がっている。そこにおいては、常にクライアントと一緒に具体的な状況の中でイメージーションを研ぎ澄ませ、深い洞察を行い、暗黙の知恵を働かせながら、いまから具体的にどのように対処するのが適切なのか、より良い解決策は何なのかを手探りしていく姿勢が必須である。そのような内省的実践という専門性を発揮できる法曹が、いま社会で求められている²²⁾。

²²⁾ 「内省的（省察的）実践者」（Reflective practitioner）については、ドナルド・ショーン（柳沢昌一=三輪建二訳）『省察的実践とは何か—プロフェッショナルの行為と思考』（鳳書房、2007

実務法律家の実践において「立ち向かう状況はきわめて複雑で流動的であり、蓄積された理論や技術を単純に適用することで乗り切れるものではなく、「そのような複雑な状況の中で問題を再構成する絶え間ない活動過程における内省（reflection-in-action）を通して、専門家として成長してゆく」ことが必要である²³⁾。

このような実践的な力は、単に書物を読むだけで身に付くものではなく、シミュレーションや実地での訓練とリフレクション（振り返り）²⁴⁾が必要であろう。臨床教育は、内省的実践者の育成にとって、欠かすことのできないものと考えられる。

実務法律家は、深刻な紛争に直面した生身の人間と出会い、相談や交渉を行い、その進展によってはさらに当事者とともに、よりフォーマルな解決プロセス（ADR や訴訟など）に踏み込んでいく。その過程においては、様々な現実直面し、また状況の変化と格闘しつつ、方針の決定や修正を行いながら、よりよい解決を模索していくことになる。一般に実務法律家は、法に関する専門家（Professional）とみなされており、法に関する知の体系は近代に出来上がり、弁護士はその近代の知の枠組の中で、一定の合理性のある知識と技術に熟達した専門家と見られている。しかし、現代社会はますます複雑・高度になって混迷を深め、国際化・情報化・競争化などがその傾向に拍車をかけて、そうした中で発生する問題も複合的で非常に難しいものとなってきており、近代の知の枠組みの一部である旧来の専門家の技術的熟達だけでは適切な解決が得られないものとなってきている。

他方、人々も社会の成熟とともに、自律的な生の探求をはじめ、自分自身を大切に納得のゆく生き方を求めており、旧来のように専門の先生の指示に従

年)。それは、近代の技術的合理性の枠に閉じこもってはいては対処できない現代の複雑高度な問題に対峙する専門家の実践原理を示すものであり、専門家の領域の知の構造に変革を迫り、その行動と倫理に大きな思想的インパクトを与えたものとされる（ドナルド・ショーン（佐藤学=秋田喜代美訳）『専門家の知恵—反省的実践家は行為しながら考える』（ゆみる出版、2001年）6頁以下、228頁以下）。

²³⁾ 佐治守夫ほか『カウンセリングを学ぶ』（東京大学出版会、1996年）139頁以下。

²⁴⁾ ショーンの省察的実践者論をもとに、様々な研修等において実践をビデオに撮って行うリフレクション（振り返り）の在り方を論じたものとして、佐伯胖ほか『ビデオによるリフレクション入門』（東京大学出版会、2018年）。また、医療者教育でのコミュニケーション能力の育成について、ビデオを撮影し様々な専門家が分析するビデオ・エスノグラフィーという方法により支援する活動について、藤崎和彦監修、檜田美雄ほか編著『医療者教育のビデオ・エスノグラフィー』（晃洋書房、2018年）。

っていればよいという姿勢ではなく、より積極的に問題解決の過程と内容に参加してゆくことを望んでいる。

このようにして専門家は、旧来の専門性というブラックボックスのなかに閉じこもっていることは、できなくなってきた。このような背景の中で、いわば専門性のゆらぎが避けられないのである。

そこで現代において活動する専門家は、旧来の近代の知の枠組みである専門性を超えて、当事者と一緒になって、その困難な課題に取り組んでいく必要に直面する。法の分野でもそのような状況が進んでおり、実際にも多くの弁護士が解決困難な事態に直面しながら、当事者と一緒に苦悶を背負って日常の実践を行っている。その実践においては、旧来の枠組みでの専門性に捉われず、それを乗り越えてより良いプラクティスの在り方を探求する必要がある。ここにおいて実務法律家は「省察的实践者」たることが求められるのである。

2 「物語に訪れる危機」としての「紛争」

実務法律家の仕事の一つの大きなジャンルは、「紛争」である。そこにおいては、「紛争をどのように理解するか」、したがってまた、「紛争解決とはどのようなことか」を考えることが重要である。

人は誰でも（意識するか否かにかかわらず）、混とんとした世界の中で言葉を頼りに自己を意味づける「物語」(Narrative)を構築して生きている(ナラティブ・アプローチ)。紛争と法も、この物語に深くかかわる²⁵⁾。紛争は人の物語に訪れる危機である。例えば事故に遭って危害を受けた人はひどい混乱と共に深い悲しみや苦痛を受け、これから先どのように生きてらいいのか大きな不安にさいなまれ、これまでの人生の物語が挫折の危機に瀕するであろう。「紛争の解決」とは、この危機に瀕した物語をもう一度再構築し、その人が生き直す再出発に向かうことを意味すると考えることができる(その意味では紛争の「克服」といってもよいと思う)。物語の再構築にあたっては、謝罪を求めたい、痛みを知ってほしい、真

²⁵⁾ 北村隆憲「法の物語と紛争の語り」法社会学 60号 59頁以下(2004年)は「法における物語」として、「法理論における物語」、「法的事実認定の物語性」、「法的カテゴリーの物語性」、「法的ルールと法適用における物語」を提示し、また「紛争物語の構造分析」及び「法社会学の根源的メタファーとしての物語」という視点から法と物語についての検討をしており、貴重な示唆を与えてくれる。

相を知りたい、二度と同じような事故が起こらないようにしてほしい、金銭的な補償をしてほしい、といった様々な痛切なニーズへの応答が求められる²⁶。

相談も交渉も、そしてADRも訴訟も、危機に瀕した当事者の物語の再構築を手助けするプロセスという面を持っていることから、実務法律家は物語の再構築を手伝う専門家という役割を期待されることになる。例えば交渉は、ナラティブ・ネゴシエーションであり、交渉者としての弁護士はナラティブ・ネゴシエーターということができよう²⁷。また、コンプライアンス法務の遂行においても、ナラティブ・コンプライアンス²⁸という視点が有用と考える。

3 「ケア」の心

危機に瀕した物語の再構築を手助けする実務法律家のプラクティスで重要なことは、ケアの心で当事者の語りを傾聴することである。「自己は物語の形式で存在する」のであり、「自己についての語りが……自己を作り直していく」、「『自己』は語らなければ不確かな存在になってしまう」ことから、「この語りを確かに聞き届けてくれるひとの存在が大きな役割を果たしている」²⁹。語りを聴くに当たっては『無知の姿勢』で質問するという専門性を発揮しなければならない（知っている専門知識の伝授に走る前に）。その際「ケアの姿勢」が重要である。ケアは「相手の生きる物語、生きる世界についての敬意から出発し、その世界に立ち会い、その世界を確かに見届けるといふ」倫理的な姿勢で行われるべきである。

²⁶ ある幼稚園での園児死亡事故のケースを中心に、紛争解決交渉のプロセスにみられる当事者の悲痛なニーズを検討したものとして、大澤『法的対話論—「法と対話の専門家」をめざして』（信山社、2004年）195頁以下。なお、同書は、弁護士の実務の中心をなすのは「対話」であり、相談・交渉・ADR・訴訟のあらゆる場面で「対話」の在り方が大きな影響を及ぼすという観点から、対話をめぐる様々な諸学問の成果や相談・交渉・ADR・訴訟の各場面での弁護士の対話の具体的な在り方を検討したものである。

²⁷ 企業再建におけるナラティブ・ネゴシエーターとしての弁護士の姿について、大澤「企業再建を導く『よき交渉者』としての弁護士」清水直法律事務所創設50周年記念論集『企業再建の究極にあるもの』（商事法務、2015年）23頁以下。

²⁸ 「ナラティブ・コンプライアンス」という視点について、大澤「コンプライアンス・ロイヤリング—『励ましとしてのコンプライアンス』という視点」（桐蔭法科大学院紀要、2017年）参照。

²⁹ 野口裕一『物語としてのケア—ナラティブ・アプローチの世界へ』（医学書院、2002年）17頁以下。本段落での引用は同書からのものである。

このように物語の再構築をケアの姿勢で手助けする役割を担うことを踏まえると、実務法律家はケア職の一つといえることができよう。そして、「一人の人格をケアするとは、最も深い意味で、その人が成長すること、自己実現をすることを助けること」であり、「ある人が成長するのを援助することは……彼以外の誰かをケアできるように援助する」ことである。また「ケアは伝染する」ものであり、「私が相手をケアすることは、その人が私をケアすることの活性化をたすける」といわれる³⁰⁾。これらの観点から考えると、「ケア職としての弁護士の役割は、依頼人の成長を助けること、それは依頼人が自分をケアし他人をケアすることができるようになることを支援することである」³¹⁾といえよう。このように「依頼人が自分をケアし他人をケアすることができる」ようになれば、真の紛争解決に近づけることになるだろう。

物語への配慮とケアの姿勢は、実務法律家の実践の中心的な要素の一つといえるべきであろう³²⁾。

4 「傾聴」の技術

いわゆる積極的傾聴（アクティブ・リスニング）の技術である。ここでは代表的な技術について、簡単に説明しておく。

(1) 非言語的な技法

実務法律家は、来談者の話を注意深く、敬意をもって聴かなくてはならないが、同時にその傾聴の姿勢を来談者に理解してもらう必要もある。そのためには、口調を合わせる、優しいまなざしで視線を合わせる、うなづく、適切なときにほほえむ、適切なジェスチャを使うなどの非言語的な技法³³⁾が有効であり必要である。このなかでも「うなづき」は簡単で、かつ重要であろう。口調や視線

³⁰⁾ ミルトン・メイヤーロフ（田村真=向野宜之訳）『ケアの本質—生きることの意味』（ゆみる出版、1987年）13頁以下、29頁以下、84頁以下など。

³¹⁾ 佐藤彰一「法使用における職業倫理と市民倫理」小島武司ほか編『テキストブック・現代の法曹倫理』（法律文化社、2007年）32頁以下。

³²⁾ ADRのプロセスも紛争物語へのケアとしての役割を担うことが期待されることについて、大澤「ソフトウェアの瑕疵をめぐる紛争とADR—訴訟・交渉の課題を踏まえて」（野村豊弘先生古稀記念論集、2016年）。

³³⁾ ピーター・ディヤング=インスー・キム・バーグ（玉真慎子/住谷祐子監訳）『解決のための面接技法』（金剛出版、1998年）42頁（2016年にアップデート版が出ている）。

が適切でない場合には、かえって詰問や不信の態度と誤解される可能性もありうるので、注意が必要であろう。

(2) 繰り返しによる明確化

「相手の言うことを傾聴する技法のうち、最も平凡で大切なことは、相手の発した感情表現に相槌を打ち、またはそのまま繰り返しながら、クライアントの言ったこと、考えていることを、その都度明確にし、よく理解できたよと、相手にはっきりと伝え、感情と訴えの内容を自他ともに、正確に確認し合うこと」である³⁴⁾。来談者は弁護士から、自分の言ったことを繰り返して提示され、それを聴くことを通じて、来談者自身が述べていることを客観的に聴くことができ、自分が何を考えているのか自己洞察をする手掛かりを得ることができる。

(3) 言い換えをすること

「言い換え」も来談者が話したことを来談者自身に返して、確認する方法であるが、「繰り返し」と異なって、来談者の言葉とは別の言い方で来談者の言わんとすることを表現して、返す手法である。言い換えには、パラフレージングとリフレーミングがあるといわれ³⁵⁾、リフレーミングはどちらかという、ものの見方の枠組みの変換をもたらす言い換えである。

実務法律家は来談者の語りを傾聴するなかで、来談者の言葉を別の言い方に換えることによって、来談者の激しい攻撃的な感情や否定的な感情を受け止めつつ、来談者の言わんとする趣旨を別のより冷静な、あるいは肯定的な表現に置き換えて、来談者に返すのである。例えば、「あの会社に怒鳴り込んでやりたい！」という来談者に対して、「強いご不満があるということを会社に伝えたいのですね」と返し、あるいは「もう息子のことが信じられません」という来談者に、「息子さんのことを心配していらっしゃるのですね」と返すなどである。来談者はこ

³⁴⁾ 波多野二三彦「弁護士面接相談の改革」判例タイムズ1102号(2002年)29頁

³⁵⁾ レビン小林久子『調停者ハンドブック』(信山社, 1998年)69頁以下。パラフレージングは「話の要旨をまとめ、内容を変えずに言い換えること」であり、リフレーミングは「当事者が伝えたい意味(言葉ではない)をつかみ、それをよりの確に、しかもポジティブで協調的な表現に言い直す作業が含まれている」。なお、リフレーミングについては、Richard Bandler, John Grinder, *Reframing—Neuro-Linguistic Programming and the Transformation of Meaning*, 1982(邦訳, リチャード・バンドラー=ジョン・グリンダー(吉本武史=越川弘吉訳)『リフレーミング—心理的枠組みの変換をもたらすもの』(星和書店, 1988年))。

のような言い換えを受けて、自分の気持ちに気付いて冷静に整理し、これから自分としてどのような対処をしていくべきかを考える手掛かりを得て行くのである。

(4) 要約すること

実務法律家が来談者の話を聴きながら、来談者の思いを明確化する方法として、それまでに実務法律家が来談者の話を理解した内容を「要約」して、来談者自身に提示して確認する方法³⁶⁾がある。この要約が的確になされることを通じて、来談者は実務法律家が自分の話を正確に理解してくれたことを知って安心し、更に話そうという気持ちになり、自律性の回復に向かうことができるし、実務法律家も来談者の相談の趣旨を正確に理解したことが分り、その後の相談を円滑に進めることができよう。

要約に当たっては、来談者が「自分の経験を説明するために選んだ方法に敬意を払う」ため、また来談者の「価値観をできる限り明確に理解するために」³⁷⁾、来談者が用いた言葉を繰り返すことも、有用である。

ただ要約も、相談の早い段階で来談者の言わんとすることを実務法律家が法的な観点からまとめて提示するようなことがあると、来談者が本当に分ってもらいたいことに入る前に話題を矮小化してしまいかねないので、そのような誤用をしないよう十分注意する必要がある。

(5) オープンエンド・クエスチョンとクローズドエンド・クエスチョン

「はい・いいえ」で答えられる質問を「クローズドエンド・クエスチョン」（閉じられた質問）といい、そうではなく質問を受けた者が内容を説明する必要がある質問を「オープンエンド・クエスチョン」（開かれた質問）という。

³⁶⁾ 「要約」は、相談だけでなく、たとえば討論の際に質問者の発言の趣旨をファシリテータが要約して、質問者及び参加者に投げかけて、全員が同じ趣旨を理解して課題に取り組むことを可能にするといった場面でも、重要な技法である。討論の場で、質問者の発言に続いて、直ちにその発言に対するコメントが出され、更にそのコメントについて次の発言がなされるという場面を見ることがある。しかし、そのような直接的な発言の連鎖に任せていると、最初に提示された問題の趣旨とは異なった方向に議論が進んでしまい、いわゆる噛み合わない議論になってしまうことが多い。その議論を噛み合わせるために、発言の要約をしながら参加者全員による共有を可能にするファシリテータの役割は重要である。

³⁷⁾ ディヤング=バーグ（玉真=住谷監訳）『解決のための面接技法』（前掲）46頁。

例えば、離婚問題の相談で「夫を嫌いなのですか」と聞くのはクローズドエンド・クエスチョンであり、「夫に対してどのように思っているのですか」と聞くのがオープンエンド・クエスチョンである。

実務法律家が来談者の語る物語を無知の姿勢で傾聴する場合、一般的には語りの範囲を広げてゆくオープンエンド・クエスチョンを用いるべきであろう。これにより、語りの主体が来談者自身であり、話をコントロールする力と責任を来談者が持ちながら、自ら選択の幅を広げることができるよう援助すべきである。オープンエンド・クエスチョンは「クライアントの自己決定を尊重し、促す方法の一つである³⁸⁾」。例えば、上記の事例で「夫を嫌いなのですか」という質問を用いることによって、実務法律家の思い込みで来談者である妻が夫を嫌っているという点に話を収斂させてしまうのではなく、「夫に対してどのように思っているのですか」というオープンエンド・クエスチョンにより、妻が自分自身で思っている夫に対する愛憎相半ばする気持ちを自主的に語るができるかもしれない。そして、その語りの中から、繰り返し技法によって来談者自身の思いの中に、夫との関係の在り方について何らかの解決の糸口が見える可能性もあるかもしれない。

もっとも、来談者の特定の語りに焦点を当てる場合などには、クローズドエンド・クエスチョンが必要な場合もあり、何でもオープンエンドがよいという訳ではない。来談者の語りの文脈に沿いながら、両者を使い分けて、来談者自身の明確化を援助するべきであろう。

5 プレゼンテーション、ファシリテーション、ホワイトボーディング、メディアーションの力

AI時代の実務法律家は、様々な課題について関係者の理解を得るためのプレゼンターとなり、また、問題を検討する会議において参加者が各自の独自の多様な観方・考え方を自由に述べ合うことを通じて、会議の成果を最大にすることができるように対話を促進するファシリテータとなることが求められる。効果的なプレゼンテーションのためには、簡潔で分かりやすいビジュアルな資料を

³⁸⁾ ディヤング=バーグ（玉真=住谷監訳）『解決のための面接技法』（前掲）44頁。

作成する力³⁹⁾も必要になる。また、有効なファシリテーションは、中立的な立場から（自分の意見を押し付けるのではなく）積極的傾聴の技術を使って、会議の文脈を踏まえながら（また会議の進展を踏まえて、文脈の更新をしながら）参加者の発話を捉まえて、繰り返し、言い換え、要約して提示することを通じて、更に多様な意見が出やすくなるよう促すことで行われる。その際、ホワイトボードの前に立って、その場の議論で提出される考え方などを、できるだけビジュアルにプロットし、議論の構造や位置づけが参加者全員に理解されるように提示すること（これをわたくしは、ホワイトボーディングといっている。）が求められる。また、実践の中で見解の対立が生じた場合に、対立を乗り越えるためのメディエーション（調停）が必要になることがある。そのようなメディエーションの力も重要である。

V AI時代において臨床法学教育が育む力

1 AIに代替できない能力

これまで概観してきた実務法律家に求められる力を観ると、実務法律家の仕事は、「意味の理解ができず、柔軟性がないAI」にはなしえないものである、といえそうである。実際のところ、前に紹介したオックスフォード大学の研究者が2013年に公表した“THE FUTURE OF EMPLOYMENT: HOW SUSCEPTIBLE ARE JOBS TO COMPUTERISATION?”⁴⁰⁾においては、今後10年ないし20年の間に、米国で702ある仕事のうち、「Legal Secretary」は672番（0.98、つまりほぼ確実）に、「Paralegals and Legal Assistants」は609番（0.94、つまりほぼ確実）に、AIに代替される可能性があるとして、「Lawyers」は115番（0.035）とされている⁴¹⁾。秘書的な仕事や各種の法令・判例などの調査、膨大な資料の振り分け、契約書等のたたき台の作成などの仕事はAIに取って代わられるのであろう。それらは、AIが効率よく安価に高品質のサービスを提供するようになるからである。

³⁹⁾ ビジュアルな資料の制作については、堀公俊=加藤彰『ファシリテーション・グラフィック—議論を「見える化」する技法』（日本経済新聞社、2006年）など。

⁴⁰⁾ 注7参照。

⁴¹⁾ ちなみに、最も代替されにくいとされたのが「Recreational Therapists」（0.0028）であり、最も代替されやすいのは「Telemarketers」（0.99）とされた。

しかし、「Lawyers」の仕事（その核心的な部分）は（サスカインド教授の観方とは少し異なるのかもしれないが）、なかなか AI には代替できないことが示されている。それは、前述のように、実務法律家に求められる能力の核心は、広範にわたる事実や状況への「理解」（しかも、それを物語として理解すること）や法の批判的・創造的な「理解」を踏まえて、内省的（省察的）実践者として、問題を発見し、倫理に則り、その予防や解決のプロセスと内容をデザインし、また更新しながら、クライアントと伴走して問題の克服を目指すという「総合的な能力」であり、そのような「総合的な能力」は（「意味」の理解ができない）AI には代替できないと考えられるからである。逆にそのような「総合的な能力」を備えない実務法律家であれば、その人の提供する仕事は AI に代替できてしまうかもしれない、とも言えよう。

それでは、そのような「総合的な能力」はどのようにしたら育成できるのだろうか。

2 リーガル・クリニック

ここで注目すべきなのが、臨床法学教育⁴²⁾ である。特に「リーガル・クリニック」において、法科大学院生が現実の緊迫する事件と向き合っ、依頼者や関係者と対話し、今何をすべきかを真剣に検討し、現実の行動に結びつけていく過程は、何ものにも代えがたい統合的な教育効果をもたらすと考えられる（法的な知見を総動員することも必要だし、依頼者とその向こう側にいる相手方にどう向き合うかという困難な問題や、責任をもって仕事に取り組むこと、倫理的な配慮も重要な課題となる）⁴³⁾。クリニックを受講した院生からは例えば、「接見交通権は、被疑者の存在を知って、外部の人間と、今、身体拘束されている被疑者との生活のずれを解決するために、本当に窓になるんだなと実感しました」、「クリニックを経て、教科書の文字

⁴²⁾ 臨床法学教育については、宮川成雄編著『法科大学院と臨床法学教育』（成文堂、2003年）参照。また、臨床法学教育学会の web サイト<<https://www.jclea.jp/>>（最終アクセス 2019年8月10日）参照。

⁴³⁾ 法科大学院協会臨床法学教育委員会が2018年6月9日に行った「ロースクールだからできる教育、育った法曹－臨床法学教育－」では、①大学附設法律事務所と民事クリニック教育、②公設法律事務所の協力による刑事弁護クリニック教育、③企業法務エクスターンシップと法科大学院教育への期待、④人権クリニックにおける理論教育と実務教育の架橋、⑤外国人法クリニックと難民法領域での法曹人材の育成という5つのテーマで、それぞれを担ってこられた教員（研究者、実務家）とそれぞれのクリニックを受講した法科大学院生ないし弁護士が報告とディスカッションを行った。

が浮き出て見えるようになりました。」という報告⁴⁴⁾があった。また、担当教員からは、「プロフェッショナルというのは、理論を知っているだけでなく、技能を持ち、そして責任を持った統合主体、理論と技術と責任の統合主体として国民に期待されている専門職」であり、「理論と技能と責任を統合するのは、名前と顔のある依頼者であり」、そして「体系的な理論、体系的な技能、そして体系的な責任を教える必要がある」、だからこそ「大学で統合教育である臨床教育を行う意味がある」という報告⁴⁵⁾があった。クリニックでの教育を通じて、省察的実践の力、物語の構築とケアの心なども育まれるはずである。

3 アクティブラーニング

もうひとつ、わたくしが法科大学院での授業の方法として重要と考えるのは、「アクティブラーニング」⁴⁶⁾である⁴⁷⁾。アクティブラーニングは、そもそも「教育とは何か」を考える際に、「学習パラダイム」すなわち「学習は学生中心、学習を産み出すこと、知識は構成され、創造され、獲得されるもの」というパラダイム（旧来の「教育は教授が教え込むものという教授パラダイム」とは違う。）ということが前提である。そして、アクティブラーニングは「書く」、「話す」、「発表する」等の「外化」の活動を意味し、「外化」を学習につなげるためには、認知プロセス（思考や判断等）や内化—外化—内化のサイクル等が必要であるとする。そこで

⁴⁴⁾ 工藤優輔・中央大学法科大学院在学生の報告。

⁴⁵⁾ 四宮啓弁護士（國學院大学教授）の報告。

⁴⁶⁾ アクティブラーニングについては、溝上慎一『アクティブラーニングと教授学習パラダイムの転換』（東信堂、2014年）、同『学習とパーソナリティ「あの子はおとなしいけれど、成績はいいんですよ！」をどう見るか』（東信堂、2018年）、松下佳代編著『ディープ・アクティブラーニング—大学授業を進化させるために』（勁草書房、2015年）、関西大学・教育推進部『アクティブ・ラーニング読本』シリーズ1（グループワークの達人）2016年、同『アクティブ・ラーニング読本』シリーズ2（これからはラーニング・アシスタント）2017年など参照。

⁴⁷⁾ わたくしは、これまで法学部や法科大学院での授業でアクティブラーニングを導入してきた。大澤『対話が創る弁護士活動—交渉・ADR・司法アクセス・法教育』（信山社、2011年）229頁以下（法科大学院における善き法実践の育成）、252頁（交渉教育）、287頁（ミディエイション・交渉教育の実践）、大澤「ワークショップを中心とした相談・交渉・ADR・コンプライアンス教育の試み」（臨床法学教育学会『法曹養成と臨床教育No.5』（日本加除出版、2012年）120頁以下）、大澤「法科大学院におけるADR教育」（仲裁ADR法学会・明治大学法科大学院編『ADRの実践と展望』（商事法務、2014年）30頁以下）。また、日弁連・法科大学院センター・ローヤリング研究会編『法科大学院におけるローヤリング教育の理論と実践』（民事法研究会、2013年）は、様々な法科大学院におけるローヤリング教育の実践が紹介されている（わたくしも桐蔭法科大学院におけるローヤリング教育について紹介した。同書172頁以下）。

は、「主体的・対話的な学び」が想定されており、トランジション⁴⁸⁾の観点から「対人関係・協働の力」を養うことが重要とされる⁴⁹⁾。

アクティブラーニングを通じて、「知識が単独で棒暗記のように記憶される(浅い学習)のではなく、さまざまな知識や経験、考えとの関係の中に関連付けられ構造化される」のであり、「事物と事物を関連付けることは、意味を求める行為である…私たちはこれまで繋がっていなかったものが繋がったとき、『ああ、そうか』『やっと意味が分かった』と言うのである」⁵⁰⁾。

なお、かつて高木晴夫教授は、ビジネススクールにおけるケースメソッドという教育方法について、「『個の尊重』と『関係性による創造』を同時に達成する力がある」と指摘した。「21世紀は情報化と多様化の時代である。・・・情報化と多様化の進む社会では、個人個人が自分の考えと意思とで生きることができるし、生きていかねばならない。」そして、人々は「自分と自分の力がどのようなものであるかを知り、自らがそうするように人々もそうすることで、お互いの多様性を尊重せざるをえなくなる。同時にそこから、社会として、人々の集まりとして、多様なものを有する個人個人が関係性を持ち、新しい価値を創造していかなければならない」のである。「ケースメソッドという教育方法論は、初めからこれを可能にする思想を根本に持っている。ディスカッション、すなわち教室にいる一人ひとりが自らの考えを発言し、相互に理解し、対立し、そして新たな理解をグループとしてつくり上げていく。この過程こそ『個の尊重』と『関係性の創造』の同時進行である⁵¹⁾。」

48) 「トランジション」とは、生徒・学生が学校から仕事・社会へ移行していくことを重視し、学校教育改革は「変わる仕事・社会に向けて学校教育の社会的機能を見直す改革であることを説明するもの」ということである(溝上慎一『学習とパーソナリティ』(前掲)44頁)。

49) 「もはや、個の力だけで取り組んでいけるような仕事・社会の状況ではない…対人関係・協働の力も併せて資質・能力がバランスよく備わっていなければ、良い大学の卒業生さえトランジション先の仕事・社会では苦勞する状況である」(溝上慎一『学習とパーソナリティ』(前掲)71頁)。

50) 溝上慎一『学習とパーソナリティ』(前掲)43頁以下、47頁以下など。

51) 高木晴夫「ケースメソッドが示唆する21世紀の教育方法論」(L.B.バーンズほか編・高木晴夫訳『ケースメソッド実践原理—ディスカッション・リーダーシップの本質』(ダイヤモンド社、1997年)11頁以下。「個の尊重」と「関係性の創造」は、わたくしも『法的対話論』(前掲)において法律業務における対話の理念と技法という側面から検討したが、ビジネススクールにおける経営教育論で既に同じ理念が実践され、大きな実績を挙げられていたことは、わたくしにとって新鮮な驚きであったと同時に、心強く感じた。

そして、「討論授業の基本原則」として、〈1〉「討論授業は教師と学生の協働作業であり、双方がともに、教える責任と力、および学ぶ喜びを共有する。」、〈2〉「討論授業の教室は、単なる個々人の集まりから、価値と目的を共有する“学びの共同体”に進化しなければならない。」、〈3〉「学生と盟友になることによって、教師は、学生自らの手で授業内容を学んでいく力を与えられる。」、〈4〉「ディスカッション・リーダーシップでは、討論する内容およびそのプロセスの双方をつかさどる能力が必要である。」という4点を掲げている。「学びの共同体」は、礼節（協力的でオープンな雰囲気高める）、勇氣（失敗を恐れない意志による、挑戦と革新を生む）、そして寛容（各人の多様性を尊重し、画一性を回避する）という徳を生み出し、またそのような徳が維持されるように運営されなくてはならない。そして、興味深い教訓として、「表明なければ納得なし」（対話の重要性）、「混乱なくして“学び”なし」（多様な意見の泥沼に入って学ぶ）、「励ましくなくして発言なし」、「対立なくして討論なし」（矛盾や相違による対立と自己変容）といった点が挙げられている⁵²⁾。

アクティブラーニングによる教育は、まさにこのような基本原則に沿って行われるべきであろう。そして、このような教育を通じて、傾聴の技術を学び、プレゼンテーションやファシリテーション等の実践も行い、実務法律家として求められる素養を養うことができるはずである⁵³⁾。

新井紀子教授が「アクティブ・ラーニングは（教科書の記述の意味の理解ができない生徒・学生が相当沢山いる現状では）絵に描いた餅」だと指摘している点は前に紹介した。しかし、法科大学院への入学者は少なくとも教科書の記述の意味を理解できることが前提であるし、本来、法科大学院では双方向・多方向での議論や文書作成、模擬相談や模擬交渉、模擬裁判等の外化を通じた教育が目指されていたのであり、改めてアクティブラーニングの意義や技術を教員が学んで、授業に活用することが重要だと思う。

⁵²⁾ L.B.バーンズほか・高木訳『ケースメソッド実践原理』（前掲）24頁以下

⁵³⁾ ユニークな臨床法学教育として位置付けることができるものとして、複数の法科大学院の院生・学生諸子が結集して立ち上げた「日本学生法教育連合会」〈<http://usle.jp/>〉（最終アクセス2019年8月10日）のメンバーによる中学校での法教育活動がある。院生・学生たちが自ら模擬裁判等（昔話を利用して裁判劇を組み立て、中学校の生徒たちが裁判員になって、多角的な観点から事実を検討するなど）の企画を立て、自ら授業運営を行う。これを通じて、院生・学生達自身がプロジェクトを推進する中で社会との関係を築き、法に関する学びを深めている。

VI 結びに代えて

法科大学院での学習が、司法試験に合格することに照準が合せられ、受験技術のための勉強に集中するものに劣化してしまっていることは、残念でならない。論点を細分化し、その論点が出たら、これを書く、というようなモジュールをたくさん用意し、覚え込み、模擬問題を沢山やって、短時間でできるだけ多くの文章を書きだす練習に集中するといったことが行われていると聞く。そのようなことに注力していると、まさにサスカインド教授のいう「コモディティ化」が生じて、知識ベースのAIに取って代わられる仕事しかできない能力しか身につかないことになってしまうのではなかろうか。

しかし、そのような中で、前に紹介したように、粘り強く臨床法学教育を提供している教員とそれを受講する院生諸子がいて、修了生の中から優れた実務法律家が輩出していることは、希望の光である。そして、そのような教育によってこそ、今後10年ないし20年というスパンに立ったとき、AIに代替されず、社会で活躍できる実務法律家が育成されることを確信する。

(以上)